

法人のまはり

No. 20
広報 2021



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
令和3年度後期事業のご案内	
研修会	2
年末調整説明会	4
インターネットセミナー	5
今治歴史散歩	6～7
税務署からのお知らせ	8～13
愛媛県からのお知らせ	14～15
今治市からのお知らせ	16～17

■表紙の写真

第8回

四国・今治地方観光写真コンテスト入賞作品

鈍川温泉郷特別賞：「鈍川の紅葉」

撮 影 者 黒 河 伸 光

撮 影 地 鈍川温泉（玉川）

写真提供 公益社団法人 今治地方観光協会

法人 いまばり 広報第20号（秋号）

令和3年10月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印 刷 株式会社ハラプレックス

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

今治法人会は平成25年4月1日に新法による
公益社団法人となり、本年度は9年目を迎えました。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事業所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、約75万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和3年3月末の会員数は1538社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1. 公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2. 共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう！

令和3年度後期の予定です

(順次ホームページでお知らせします <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>)

☆新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止の対策を講じた上で開催いたします

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。

経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。

講師は今治税務署法人課税部門担当官の方です。

本年度の開催日予定

令和3年 6月2日(水) 中止／8月4日(水) 終了

11月4日(木)

令和4年 1月26日(水)



無料

令和3年度

法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算時の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。税務は無料ですので、是非ご出席ください。
当日は経営や税務に関する、有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会
〒794-0042 今治市旭町2-3-20
今治商工会館3階

- 会場 今治商工会館 3F研修室
- 講師 今治税務署担当官
- 開催時間 各日 13:30～14:30
- 研修内容・・・会社の決算・申告の実務研修会
チェックシート活用の説明

問合せ 公益社団法人 今治法人会
TEL 0898-31-8191

※ 駐車場は各自お手配ください。

〔開催日程〕

開催月日	対象決算期
令和3年 6. 2(水)	4月・5月・6月
8. 4(水)	7月・8月・9月
11. 4(木)	10月・11月・12月
令和4年 1. 26(水)	1月・2月・3月

〔会場案内図〕



研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。
日程の変更がある場合は、一ヶ月前までにホームページにてお知らせいたします。
そのほか、最新の情報を掲載しておりますので、ご活用下さい。

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>

主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈経理担当者養成講座（初級）〉

経理（実務）担当者のための1日でマスター日常会計

経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識をわかりやすく解説していただきます。日常業務について、あらためて正確な知識を学びたい総務・経理・管理部門の皆様にも受講いただきたい内容です。

令和5年10月1日から導入されます「インボイス制度」についても説明いたします。

日時 11月11日(木) 13:30～16:30

場所 今治商工会館3階研修室（今治市旭町2-3-20）

講師 税理士 嶋村 和宏 氏

定員 30名（先着順）



〈受講料 会員：無料 非会員：¥8,000〉

〈新設法人研修会〉

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

日時 1月26日(水) 15:00～16:00

場所 今治商工会館3階研修室（今治市旭町2-3-20）

講師 今治税務署法人課税部門担当官

無料



* やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

* お問い合わせ 公益社団法人今治法人会（TEL 0898-31-8191）

〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉 1月予定

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です。

令和2年度は

今治税務署 西村税務署長をお招きして

『消費税「税別表示 近づく期限（総額表示義務）」等について』

無料



今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご活用下さい。

8月 配布済

「わかりやすい！会社の決算・申告の実務」

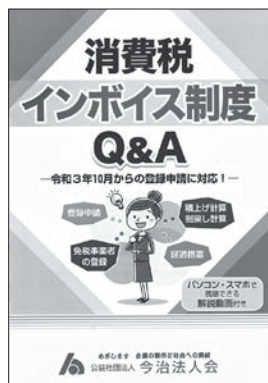
決算調整と申告実務の手引き

「消費税インボイス制度
Q & A」

インボイス制度のしくみや取扱などをわかりやすく解説

「ウィズコロナ時代の
法人税務Q & A」

経営者や経理担当者が知っておかなければならない法人税務について解説



※今治法人会事務局に若干在庫あります。

これからの配布予定

10月

「源泉所得税 実務のポイント」

源泉徴収の仕組みや実務上よくある項目の解説

「令和3年分わかりやすい年末調整実務のポイント」

年末調整実務のポイントをわかりやすく解説

1月

「会社役員のための確定申告」

会社役員の確定申告や会社・役員間取引と税金についての解説



お知らせ

(今治市・越智郡租税教育推進協議会主催)

今治税務署管内 児童・生徒の「税に関する作品展」を開催します

日時 11月11日(木)～17日(水)

場所 イオンモール今治新都市 1階 ASBee(アスビー)横

今治税務署が毎年開催しておりました年末調整説明会（開催地：弓削島せとうち交流会多目的ホール、大西公民館、伯方開発総合センター、今治中央公民館）は、今後開催しないこととなりました。

経営者・実務担当者の皆さん！

これからは

今治法人会が「年末調整説明会」を開催いたします。

年末調整事務等の疑問・質問…まとめて解決のお手伝いをします。

【令和3年度「年末調整説明会」のご案内】

日 時 令和3年11月12日(金) 9:30～11:00
13:30～15:00
午前・午後2回開催（内容は同じです）

場 所 今治商工会館3階研修室（今治市旭町2-3-20）

講 師 今治税務署担当官

定 員 各回50名（先着順）

無料



※マスク着用をお願いします。

※会場内では会話はお控えください。

※駐車場は各自で手配願います。

※同封の申込書にご記入の上 FAX (0898-31-1593)

または、メール（corpoima@dokidoki.ne.jp）でお申し込み下さい。

例年、説明会会場にて
ご紹介しておりました

「年末調整のしかた」

（一財）大蔵財務協会

販売する予定です。

（販売価格 2,200円）

源泉徴収票等の帳票類は会場に用意しておりません。

お問い合わせは

公益社団法人今治法人会（Tel 0898-31-8191）

今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>

今治法人会

検索で検索いただけます

ログイン

パスワード

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め ウィズコロナ時代でも好かれて信頼される人のコミュニケーション力 公開期限：2022年1月末まで

あなたの心に火をつける
言葉コミュニケーションの専門家 桑野 麻衣

お勧め アクティブ・エンディング
～大人の「終活」新作法～

終活ジャーナリスト/ライフ・ターミナル・ネットワーク代表 金子 稚子

お勧め SDGsをめぐる動き

経済ジャーナルアナウンサー 浜田 節子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 社会人としての心構え 公開期限：2022年1月末まで	北 宏志	87分	一般経営	NEW 「親子で語る事業承継」 第2回 継ぐ覚悟を決めた時	南波 衛	25分
	NEW “75分で学ぶ” 新入社員研修 ＜電話対応とビジネスマナーの基本＞ 公開期限：2022年1月末まで	植田 絵美子	75分		渋沢栄一の「論語と算盤」で 未来を拓く 公開期限：12月末	渋澤 健	45分
	NEW 中堅・若手社員の 営業力強化セミナー 前編	和田 勉	42分		ダイバーシティが イノベーションを促進する	長内 厚	27分
	《願う力》57秒の元気術	松崎 俊道	4分		コロナ禍で販路開拓につなげる オンライン商談成功の秘訣	富田 良治	20分
	テレワーク時代のスタンダード 「Zoomミーティング」 活用セミナー（3）	久原 健司	25分		新しい時代を切り開く！ ～上杉鷹山に学ぶ危機突破力	岡田 晃	36分
労務	コロナ禍で求められる労務の備え 今から会社が備え、対応すべきこと	野澤 直子	80分	税務・経理	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
	社長の「想い」が次世代に つながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
健康	NEW アフターコロナを見据えた「ひと・まち・しごと」の新しい流れ 第4章	外園 明博	8分	経済政治	認知症で困らない！ 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	アクティブ・エンディング	金子 稚子	32分		SDGsをめぐる動き	浜田 節子	38分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは今治法人会事務局まで **TEL:0898-31-8191**

今治歴史散歩

大成経凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第30回は、来島海賊頭領子孫の久留島武彦翁（1874～1960）の事績を紹介し、翁が昭和期に訪ねた今治の足跡を歴史散歩したいと思います。

第30回 久留島武彦と今治

●来島城主の子孫・久留島武彦

豊後森藩主を祖父にもつ久留島武彦は、明治7（1874）年6月に現在の大分県玖珠町森地区に誕生します。先祖のルーツをたどると、その初祖は来島城主の村上通康で、その子・通総の時に同家は豊臣大名の一門に列します。通総の代から来島姓を称するようになり、その子・康親は関ヶ原合戦で西軍に味方したことで伊予の所領（風早郡など）を奪われ、豊後で大名復帰を果たすのは1601年9月のことでした。

豊後森藩1万4000石の領域は、現在の大分県玖珠郡を中心に、別府市や日出町に飛び地がありました。陣屋を置いた森地区は高い山々に囲まれた盆地にあり、来島氏への処遇は「陸へあがった河童」の印象を抱かせます。しかし実際は、九州内陸の主要な街道沿いにある、角牟礼城（国指定史跡）という織豊系城郭を有していました。また、別府市では鶴見岳山頂から麓の明礬温泉付近までが所領で、日出町豊岡の港から船を使った参勤交代を行っていました。

久留島姓となるのは1616年のことで、康親の子・2代藩主通春の代でした。3代通清の代に弟へ分知を行って

1万2500石とし、旗本・久留島家を誕生させています。そして幕末まで改易されることなく存続し、明治期に藩主家系の久留島宗家は子爵・貴族院議員の地位にありました。

●日本の青少年文化の礎を築く

宗家後継者の可能性を有する武彦でしたが、少年時代にキリスト教に入信するなどして宗家と折り合わず、その道は断たれます。それでも、日清戦争従軍の際に戦場ルポを雑誌『少年世界』へ投稿したところ、主筆・巖谷小波の目にとまり、



来島康親の肖像画（大分県玖珠町森／安楽寺所蔵）



岐阜少女会と小波（中列中央）・武彦（後列中央）
（『少女世界』第5巻第7号／明治43年5月）

道が開けます。小波は、わが国の近代児童文学の開拓者で、「桃太郎」などの日本の昔話を読み物に再編成し、お伽のおじさんとして全国の少年少女から慕われました。両名は、明治36（1903）年に日本初の話し言葉による「口演・童話会」を横浜で開催し、翌年は川上音二郎一座による日本初のお伽芝居（児童劇）をプロデュースしています。

やがて武彦は、口演童話の第一人者となり、全国を行脚しながら青少年文化の種を播いていきます。大正時代には中野忠八らとボーイスカウトの普及活動にも努め、大正13（1924）年にデンマークで開催された第2回世界ジャンボリーでは日本の副団長として参加。現地で同国出身の童話作家・アンデルセンの功績を訴えて脚光を浴びます。昭和戦後、ボーイスカウト日本連盟を再興した人物・久留島秀三郎（5代総長）は、武彦の婿養子（忠八の弟）でした。

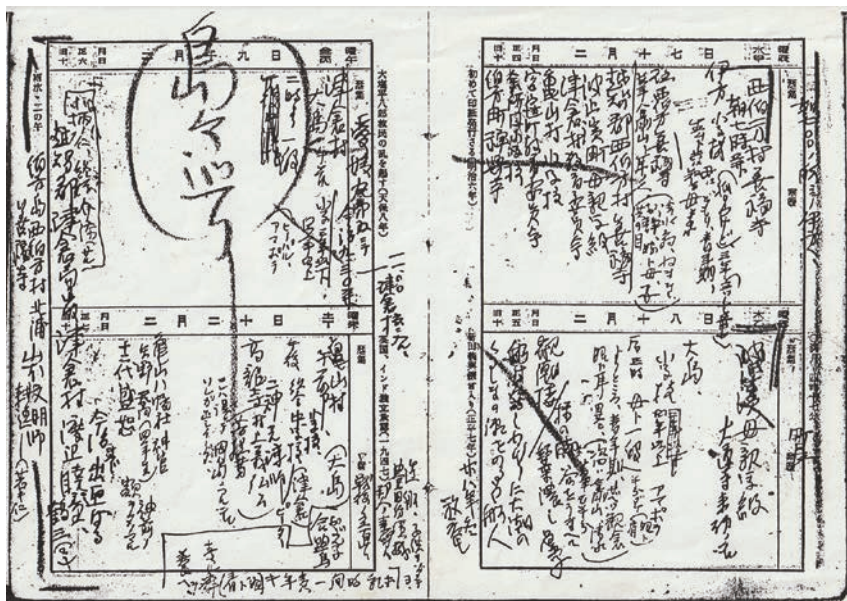
●講演行脚で父祖の地・今治へ

昭和に入ると、愛媛県でも武彦の講演機会が増えていきます。新聞でそのことを知った北条下難波・大通寺の越智廓明住職は、講演先の今治を訪ね、同寺が伊予における来島家菩提寺であることを武彦に説きます。それが昭和15（1940）年のことで、武彦はとても感激し、戦後の愛媛訪問はルーツ探しの旅となりました。そして、廓明へ保育園の開設を勧め、廓明の晋山式に親友の曹洞宗管長・高階耀仙（しょうせん）を呼び寄せるなど、同寺の支援にも尽くしました。

昭和29（1954）年の武彦直筆日記には、同年2月に「島々巡り」と赤鉛筆でマーキングされた箇所があり、今治地方の講演行脚が綴られています。2月16日夜に尾道経由で伯方島入りし、翌17日に西伯方村の伊方小学校と善福寺で講演。18日は波止浜町で小学生・母親向けの講演を行い、「来島城主子孫」と講師紹介されたようです。19日は大島の津倉村で小学生・一般向けの講演、20日は亀山村で小・中学生向けの講演、21～23日は宮窪町で園児・小学生・中学生・一般向けの講演…と続き、友浦小学校を最後に尾道経由で九州小倉へ移動しています。

日記には、接客者の名前も記されています。宮窪町滞在時は、矢野勝明校長宅に泊まり、アットホームな時間を過ごします。勝明氏（1906～1995）は、後に能島村上家子孫と宮窪町とをつなぎ、今日の村上海賊ミュージアムの礎を築いた先哲で知られ、同町における剣道普及や郷土史振興にも尽力しています。

さらにその年の5月にも、武彦は伯方島・大三島・大島を数日間にわたって講演行脚します（当時79歳）。この2回の訪問時に武彦は来島（城跡）に初上陸し、その感動を後日、わが子へ子供のように語ったそうです。現在、玖珠町三島公園には武彦を顕彰する久留島武彦記念館があります。



昭和29年の武彦直筆日記（複写）（鈴木典彦氏旧蔵）



武彦（後列左）と矢野勝明（後列中央）家族（昭和29年撮影／矢野庄志氏所蔵）

事業者の方へ



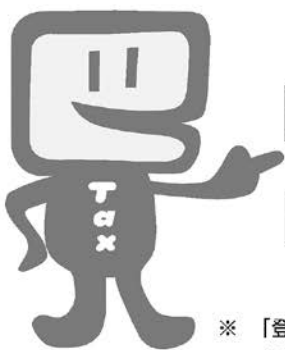
消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



- ☒ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Tax ソフト（SP版）」をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☒ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

今治税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会について

説明会の開催日程

説明会は事前予約制ですので、お電話による申込みが必要です。



開催日	開催時間	定員	開催場所
令和3年10月28日(木)	14:00～15:00 (60分)	24名	今治税務署 二階大会議室 (今治市常盤町4丁目5-1)
令和3年11月29日(月)	14:00～15:00 (60分)	24名	今治税務署 二階大会議室 (今治市常盤町4丁目5-1)
令和3年12月20日(月)	14:00～15:00 (60分)	24名	今治税務署 二階大会議室 (今治市常盤町4丁目5-1)

お問い合わせ先

〒794-0015
今治市常盤町4丁目5-1
今治税務署 個人課税第一部門
電話0898-32-6100

電話によるお問い合わせ等は、自動音声案内により案内していますので、「2」を選択（プッシュ又はダイヤル）してください。

- ※1 感染症等まん延防止の観点から、定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。
2 感染症の状況等により、延期若しくは中止となる場合があります。その場合には、ご予約いただいた連絡先へ電話により連絡いたします。

「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

The diagram shows a sample invoice form with the following fields and annotations:

- ①: 請求書 (Invoice)
- ②: 日付 (Date)
- ③: 品名 (Item Name)
- ④: 金額 (Amount)
- ⑤: 消費税 (Consumption Tax)
- ⑥: 登録番号 (Registration Number)

The form includes a table for items:

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
高松国税局 インボイス登録センター	〒760-0018 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	徳島県 香川県 愛媛県 高知県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 → https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100名 (先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)	

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ





国税の納付は、
簡単・便利な

ダイレクト納付

をご利用ください





e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続きが行えます！
- ▶電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です！

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ▶源泉所得税を毎月納付している方に便利です！
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます！
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)



↑
詳しくはこちら

**地方税より
納付方法のご案内**

○「地方税共通納税システム」から、個人住民税（特別徴収分）も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

- [➡] ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。


- [➡] e-Taxの利用開始手続をする**

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようにご注意ください。


- [➡] ダイレクト納付利用届出書を提出する**

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます (ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です)。
スマートフォンやタブレット端末からも電子納税 (ダイレクト納付) が利用できます。
(注) 電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。




**インターネット
バンキングで
電子納税**

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。


**モバイルバンキングで
電子納税**

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。


**ATM で
電子納税**

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

法人の方へ

ネットが便利

申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

法人税等の申告データを円滑に提出できる環境整備

法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、令和2年4月からは、以下のような環境整備を実施し、利便性の向上を図っています。

- 財務諸表のデータ形式が柔軟化されCSV形式での提出が可能となります。
- 財務諸表をe-Taxにより法人税申告と提出した場合は、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要となります。
- 連結親法人がe-Taxにより連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合は、連結子法人は提出が不要となります。

平成30年4月以降実施した上記以外の施策は、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）でご確認ください。

なお、各種施策は、e-Taxを利用する法人の皆様の利用が可能です。

令和2年4月から大法人の電子申告が義務化

令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円を超えるなどの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告は、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てについて電子申告する必要があります（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

対象手続は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書となります。

また、大法人の電子申告義務化の対象となる場合は、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を対象となる事業年度（課税期間）の開始の日から1月以内に所轄税務署に提出する必要があります。

e-Taxのメリット

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。
- 2 データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
（e-Tax：370円 書面：400円）



申告書の自動入力が始まります！

確定申告 × マイナポータル

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーを利用すれば、生命保険料控除証明書などの情報をまとめて入手、各控除に自動入力されます。それが「マイナポータル連携」です。



証明書の発行主体

まとめて取得

マイナンバーカードと
マイナンバーカード読取対応の
スマートフォン
(又はICカードリーダー)
をご用意ください。

自動入力



証明書の内容の入力が不要！
保険料の区分も自動判定！
控除額も自動計算！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。



※ 画面は開発中のものです。

マイナポータルはこちら



内閣府マイナポータル

国税庁特設ページ



令和2年10月

マイナポータル連携のご利用に当たっては、マイナポータルの初期設定が必要となります。詳しくは国税庁ホームページのマイナポータル連携特設ページをご確認ください。

国税庁 法人番号7000012050002

申告書の自動入力が拡大します！

確定申告 × マイナポータル

マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大！！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。
令和2年10月時点の情報を基に作成しています。

令和2年分から自動入力

令和3年分から自動入力予定

令和4年分以降順次拡大予定

例えば・・・

住宅ローン関係

医療費関係

社会保険

株式等の取引関係

ふるさと納税

源泉徴収票

生命保険控除証明

地震保険控除証明

その他

詳しくはこちら



国税庁マイナポータル連携特設ページ



国税庁 法人番号7000012050002

令和2年10月

納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。
特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続に便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



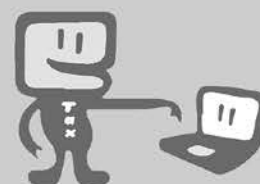
e-Taxのセキュリティ対策

e-Taxで送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続を行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
- ▶ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間（休祝日を含みます。）となります。
※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。



お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** （全国一律市内通話料金）

- ▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

- マイナンバーカードに係る IC カードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

- ▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時（音声ガイダンスに従って1番を選択してください。）
- ▶ 土日祝 9時30分～17時30分

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄の税務署へお問合せください。
なお、最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。
なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。



詳しくは、e-Tax ホームページ を <https://www.e-tax.nta.go.jp> ご覧ください。

🔍 イータックス

検索



新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、最寄りの地方局・支局税務担当窓口にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、最寄りの地方局・支局税務担当窓口にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

※ eLTAX からも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。

【県税に係るお問合せ先】

機 関 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
東予地方局税務管理課	〒793-8516	西条市喜多川796番地1	(代) 0897-56-1300
今治支局税務室	〒794-8502	今治市旭町1丁目4番地9	(代) 0898-23-2500
中予地方局税務管理課	〒790-8502	松山市北持田町132番地	089-909-8753
南予地方局税務課	〒798-8511	宇和島市天神町7番1号	(代) 0895-22-5211
八幡浜支局税務室	〒796-0048	八幡浜市北浜1丁目3番37号	(代) 0894-22-4111

詳しくは、最寄りの地方局・支局税務担当窓口にご相談ください。

徴収の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。
- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などにより、県税を一時に納付することができないときは…

所管の地方局（支局）に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- (1) 延滞金：1.0%
- (2) 担保：100万円以上の県税に対する猶予を受ける場合必要 となります
- (3) 提出書類：徴収猶予申請書、財産収支状況書、猶予該当事実があること証する書類
※猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合、「財産目録」「収支の明細書」の提出が必要となります。
※既に国税市町村税及び社会保険料等の猶予の申請（2か月程度）をされた方は、この申請書の写しを利用できますが、不足する資料のご提出や、担当者による聞き取り等を行うことがありますので、ご了承ください。
- (4) 上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった県税の納期限までに申請する必要があります。

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは…

その県税の納期限から6か月以内に、所管の地方局（支局）に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- (1) 延滞金：1.0%
- (2) 担保：100万円以上の県税に対する猶予を受ける場合必要 となります
- (3) 提出書類：換価猶予申請書、財産収支状況書、猶予該当事実があること証する書類
※猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合、「財産目録」「収支の明細書」の提出が必要となります。
※既に国税市町村税及び社会保険料等の猶予の申請（2か月程度）をされた方は、この申請書の写しを利用できますが、不足する資料のご提出や、担当者による聞き取り等を行うことがありますので、ご了承ください。
- (4) 申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。
- (5) 申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する県税について適用されます。
- (6) 上記の「申請による換価の猶予」のほか、地方局長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

【新型コロナの影響により納税が困難な方】

- 対象となる地方税
令和3年2月2日から令和4年2月1日の間に納期限が到来する県税（自動車税環境性能割、狩猟税等を除く）
- 延滞金・担保について
新型コロナウイルス感染症の影響により
▶令和3年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前々年同期（新型コロナウイルス影響前）に比べ概ね20%以上減少していること
▶一時に納税を行うことが困難であること
のいずれも満たす場合には、無担保かつ延滞金なしで猶予を受けることができます。

今治市法人市民税について

法人市民税の内訳

法人市民税には法人税割と均等割があります。

法人市民税額

=

法人税割額

+

均等割額

法人市民税の税率

* 法人税割

平成28年度税制改正により法人税割の税率が変更になりました。

8.4%→令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

注：（令和元年9月30日以前に開始する事業年度については、従前の12.1%です）

* 均等割

法人等の区分

資本金等の金額	年 額	
	市内従業者数	税率（制限税率）
50億円を超える法人等	50人超	9号法人 3,600,000
	50人以下	7号法人 492,000
10億円を超え50億円以下の法人等	50人超	8号法人 2,100,000
	50人以下	7号法人 492,000
1億円を超え10億円以下の法人等	50人超	6号法人 480,000
	50人以下	5号法人 192,000
1千万円を超え1億円以下の法人等	50人超	4号法人 180,000
	50人以下	3号法人 156,000
1千万円以下の法人等	50人超	2号法人 144,000
	50人以下	1号法人 60,000

納税義務者について

法人市民税の区分

納税義務がある法人等		法人市民税の区分	
		均等割	法人税割
ア	市内に事務所又は事業所がある法人	課税	課税
イ	市内に事務所等はないが、寮等のみがある法人	課税	非課税
ウ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等や法人でない社団等で収益事業を行うもの	課税	課税
エ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等で収益事業を行わないもの	課税	非課税

法人の設立・設置・異動等に関する届出について

【法人設立（設置）届】……市内に法人等を設立（設置）した場合に提出してください。

提出期限……異動から2か月以内

添付書類……登記簿謄本・定款（添付書類はコピー可）

【法人等の異動届出書】……法人等に変更事項があった場合に提出してください。

提出期限……異動から2か月以内

添付書類（添付書類はコピー可）

本店所在地・商号・代表者等の変更や解散・清算など登記事項を変更したとき	登記簿謄本
事業年度を変更したとき	定款又は総会議事録
合併したとき	登記簿謄本・合併契約書
連結納税の承認又は取消のあったとき	承認通知書・税務署への届出書のコピー・グループ一覧表・グループ関係図、又は取消通知書

エルタックスでの申告について

エルタックス利用環境について

＊8時30分から24時までご利用いただけます。（土日祝日、年末年始を除く）

＊利用届出（新規）を提出後、利用者IDと仮暗証番号を用いて、直ちに電子申告を利用できます。

詳細については、エルタックスのHP（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

問合せ先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所市民税課 ☎ 0898-36-1510 FAX 0898-32-5211(代)

Eメール siminzei@imabari-city.jp



I'm Into IMABARI. 私、今治に夢中です。

アイアイいまばり。
今治の新しいアイ言葉です。

意味は、「I'm Into IMABARI」(今治にハマってます)。
市民が一丸となって今治を盛り上げるシンボルです。